

福島市農山漁村再生可能エネルギー法協議会設置規約

(名称)

第1条 この協議会は、福島市農山漁村再生可能エネルギー法協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 この協議会の事務所は、福島市環境部環境課内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号。次条第1号において「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項に規定する農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）の作成及びその実施に関し必要な事項について協議を行うことを目的とする。

(協議事項)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 法第5条第2項及び第3項に規定する基本計画の記載事項の内容
 - (2) 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域における再生可能エネルギー発電設備の整備及び当該整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する協議会の委員の役割分担
 - (3) 再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者が農地法（昭和27年法律第229号）第5条第2項第1号ロに掲げる農地または採草放牧地（農地法施行令（昭和27年政令445号）第13条各号に掲げる農地又は採草放牧地を除く。）の転用を含む設備整備計画を作成しようとする場合にあつては、当該設備整備計画に定めようとする農林漁業の健全な発展に資する取組の内容
 - (4) 再生可能エネルギー発電設備の撤去時における撤去費用の負担及びその確保の方法、土地等の原状回復の方法その他再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、基本計画の作成及び変更並びに基本計画の実施に関すること
- (組織)

第5条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者
- (2) 農林漁業者
- (3) 農林漁業団体
- (4) 関係住民
- (5) 学識経験者
- (6) 福島市において環境保全及び農林水産業を所管する部等の長の職にある者
- (7) その他協議会が必要と認める者

2 委員は、市長が任命又は委嘱する。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 協議会は、必要に応じて、前条各号の協議事項を専門的に検討する組織を設けることができる。

5 前項の組織に関し、必要な事項は会長が別に定める。

(役員の数及び選任)

第6条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 1名

2 会長及び副会長は委員の互選とする。

(役員職務)

第7条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議は会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、あらかじめ会長に代理の者を報告することにより、代理の者を出席させることができる。

4 会議の議事は、原則として出席者全員の合意形成が図られることをもって決するものとする。

5 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者に会議の出席を求めることができる。

(議事録)

第9条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録は原則として公表することとし、事務局で閲覧させるとともにホームページに提示することによりこれを行う。ただし、個人情報、法人その他の団体や個人の営業に関する情報等であつて、公表された場合、特定の者に不利益が生じるおそれがあるものは公表しないものとする。

(議事結果の尊重義務)

第10条 会議において協議が調った事項については、協議会の委員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第11条 協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、事務局長は福島市環境部次長の職にある者をもって充てる。

(事業年度)

第12条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(補足)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成30年3月8日から施行する。